

甲賀市立甲南第一小学校保健委員会規約

- 第1条 この会は、甲賀市立甲南第一小学校保健委員会という。
- 第2条 本校保健教育の一環として、児童及び教職員の健康の保持増進を図るために、学校における保健安全管理と保健指導に必要な事項を審議し、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的に達成するために次の事業を行う。
①学校保健安全に関する調査・研究及び協議
②学校保健安全計画に関する立案・実施の評価
③健康診断及び事後措置、特に学校伝染病の治療相談について具体的実施の評価
④学習能率向上についての保健的研究と対策
⑤学校行事（修学旅行・体育大会）の保健安全の推進
⑥長期休暇等、校外における保健安全の具体的な推進
⑦環境、施設の整備、美化、清掃
⑧精神衛生上の問題点
⑨その他、この会の目的達成上に必要な事項
- 第4条 この会は、次の委員をもって構成する。
学校長、教頭、教務、保健主事、養護教諭、体育主任、安全主任、給食・食育主任、生徒指導主任、特別活動主任、性教育主任、各学年1名
学校医、学校歯科医、学校薬剤師、栄養士、教育委員会、給食センター、保健センター、地域推進委員
P T A代表：会長・副会長・学校保健委員会長・学校保健委員会員・学年委員の5分の1
必要に応じて児童代表（児童会委員・児童保健委員）
- 第5条 この会に次の役員を置く。
会長 1名 副会長 若干名 幹事 1名 書記 若干名 会計 若干名
- 第6条 役員選出は、次のとおりとする。
・会長、副会長は、児童代表を除く会員の互選により選出する。
・幹事は保健主事があたる。
・書記、会計は委員会の互選により会長が委嘱する。
- 第7条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。
- 第8条 会長はこの会を代表し会務を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
幹事は事務を司る。
書記は会議の議事を記録し、文書の保管発送をする。
会計は経理を司る。
- 第9条 この会の会議は会長が召集する。
この会の議決は出席委員の過半数の賛成を得て成立する。
この会の開催は、学期に1回開催することを原則とする。
会長はその他、必要に応じて臨時に会を召集することがある。
- 第10条 この会の経費は、P T Aの助成金その他をもって当てる。
- 第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第12条 この会の施行に必要な事項は、会長が定める。
- 第13条 この規約の変更は、委員会の決議による。

附 則

この規約は、平成16年10月1日より施行する。
平成28年7月15日一部改正（第4条） 平成29年4月1日より実施
平成29年7月14日一部改正（第4条） 平成29年7月14日より実施
令和6年5月2日一部改正（第4条） 令和6年5月2日より実施